

# この度の震災により被災 そのご家族、関係の皆さま

された皆さん、  
に、心からお見舞い申し上げます。

## 日本郵政グループの対応について

### 被災者への支援内容

#### 窓口業務関係

- 窓口の臨時営業  
東北地方の郵便局・ゆうちょ銀行において、土日休日に臨時営業を行い、貯金の非常取扱いなどのサービスを提供。
- 車両型郵便局による臨時サービス  
車両型郵便局での貯金の非常取扱い、郵便はがきの無償提供、保険に関する相談受付などを実施。
- 避難所などでの出張サービス  
避難所などにおいて貯金の非常取扱いの出張サービスを提供。

#### 郵便業務関係

- 郵便はがきの無償提供など  
被災者に対し、郵便はがきの無償提供や被災者の郵便物の料金免除を実施。
- 避難所への郵便物・ゆうパックなどの配達
- 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除  
救援などを行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除。
- 寄附金付切手及び寄附金付はがきの発行  
被災者の救助などを寄附目的とする寄附金付はがきを6月1日に2,800万枚、寄附金付切手を6月21日に7,000万枚発行。
- 年賀寄附金の配分  
平成23年度年賀寄附金配分について、同寄附金の一部(1億円)について、配分団体の再公募により被災者の救助を目的とする事業に配分。

#### 金融業務関係

- 貯金・保険の非常取扱いの実施  
通帳・証書などや印鑑をなくされた被災者の方に対する、お一人さま20万円を限度とした通常貯金などの払い戻し、保険料の払込みがなくても契約が失効しない期間(払込猶予期間)の通常の期間を含めた最長9か月間延伸、保険金の非常即時払などの非常取扱いを実施(6月1日現在)。
- 災害義援金の無料送金サービス  
救援などを行う団体にあてた通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスを実施。

#### その他

- かんぽの宿での被災者の受け入れなど  
かんぽの宿への被災者の受け入れ。受け入れ可能な宿泊などを国、自治体へ提示。
- 通信病院による医療支援  
仙台通信病院で石巻市、塩竈市などからの患者の受け入れ、無料健康相談窓口の開設。診療のために全国の通信病院から医薬品、診療材料、緊急用患者保存食を搬送。
- 「黄色いポスト募金」の募金箱の設置  
グループ各社の社員有志ボランティアが取り組む震災募金活動について、全国の郵便局窓口の活用などによる支援を実施。
- 災害義援金の寄贈  
日本郵政(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険の3社から1億円ずつ、計3億円の義援金を3月31日に寄贈。

### 「黄色いポスト募金」活動について

東日本大震災の被災者支援のため、日本郵政グループの社員有志による任意団体、日本郵政募金会が設立され、グループを挙げて支援することとして、郵便局の窓口をはじめとする全国約2万4千のグループの店舗に募金箱を設置して、平成23年3月22日から5月31日まで募金活動を実施しました。

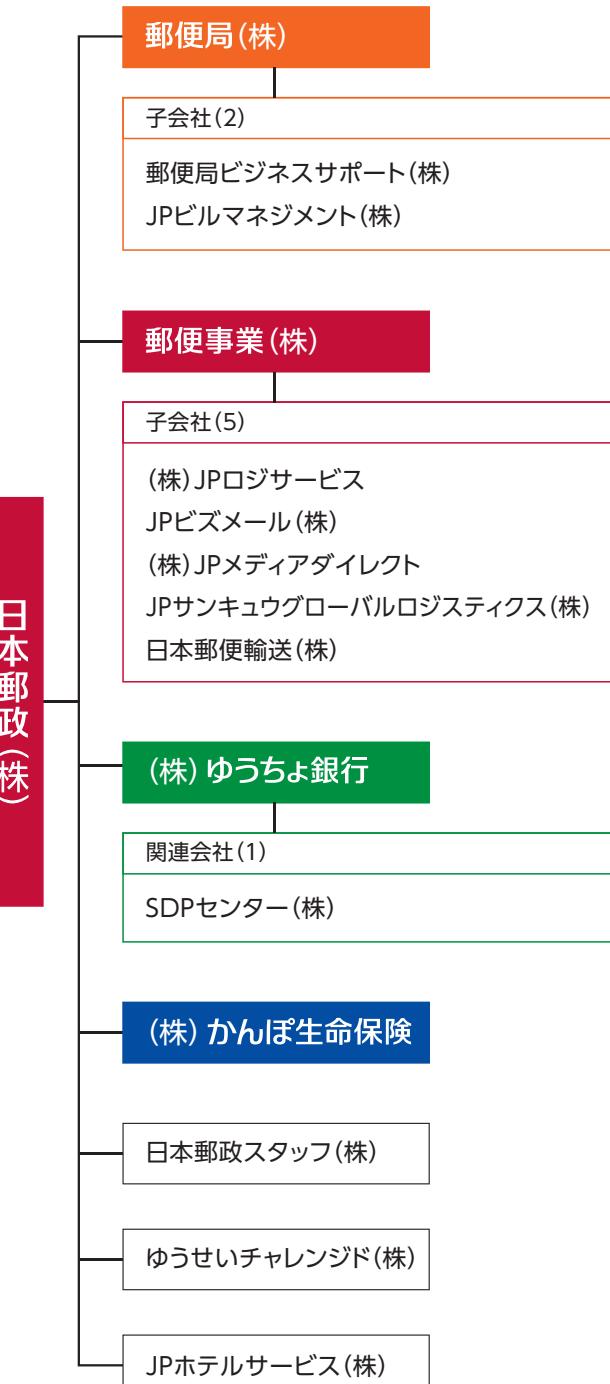
この募金は、日本郵政募金会を通じて、震災の救援等を行う団体に寄贈されますが、平成23年4月22日に第1次配分として、被災した74市町村に1億4千万円を送金することを発表しました。5月末までの受付金額は総額3億円を超え、準備でき次第、被災した市町村に追加配分されます。

なお、黄色いポスト募金の受け付けは終了しております。この間、多くの方にご協力いただき、まことにありがとうございました。



株式会社かんぽ生命保険は  
日本郵政グループの保険会社です。

#### 日本郵政グループの構成図 (平成23年4月1日 現在)



# かんぽ生命は、郵便局と 保険金等のお支払いなど

連携し、迅速かつ確実な  
に全力で取り組んでまいります。

## かんぽ生命の対応について

### ○保険に関する相談の受付

被災地域への支援活動として、日本郵政グループが共同で開設した車両型郵便局に全国の支店や本社の社員を派遣し、保険証券(書)を紛失した場合の対応や保険料の払込猶予期間の延伸など、保険に関する相談の受け付けを行いました。



### かんぽ生命の特別なお取扱い

#### 1 保険金のお支払いについて

この度の震災につきましては、かんぽ生命の保険契約、簡易生命保険契約とともに、保険金の額を削減してお支払いすることなどはなく、災害による死亡保険金の全額のお支払いを行っております。なお、保険金等のお支払いにあたりましては、ご請求に必要な書類を一部省略するなどにより、簡易・迅速なお取扱いを行っております。

#### 2 保険料の払込猶予期間の延伸のお取扱い

この度の震災により保険料のお払込みが困難な場合、保険料の払込猶予期間を最長9ヶ月とするお取扱いを行っております(平成23年6月1日現在)。

一部のご契約を除き、保険料の払込猶予期間の延伸のお申出がない場合でも自動的に延伸いたします。

なお、払込猶予期間の終了までに払込猶予期間分の保険料のお払込みが必要となります(払込猶予期間の終了後、分割してのお払込みも可能です。)。

#### 3 普通貸付金の貸付利率の軽減のお取扱い

この度の震災により被災された方を対象として、平成23年3月14日(月)以降、新規の貸付について貸付利率の軽減を行っております。

また、被災された方で平成23年3月11日(金)以前から貸付をご利用中のご契約者さまは、あらためて貸付(借換え)をご請求されることにより、それ以降の普通貸付金は軽減後の利率が適用されます。

#### 4 必要な入院治療を受けられなかった場合のお取扱い

この度の震災によりケガをされたお客さまが、病院の事情等により、入院治療が必要であったにもかかわらず、ご入院することができなかつた場合において、お申し出をいただくことで、一定の条件のもと、当該期間についてご入院されたものとして入院保険金をお支払いするなどの取扱いを実施いたします。



### ○お客さまへの周知活動、訪問活動について

かんぽ生命が実施する非常取扱いの実施内容等については、新聞広告の掲載、東日本大震災の災害救助法適用地域(東京都を除く)全世帯へのタウンプラス(配達地域指定ゆうメール)の配布などで周知するとともに、保険料の払込猶予期間の延伸や貸付軽減利率が自動的に適用となるお客さまへの個別通知を行ってまいりました。

引き続き、被災されたお客さまに、早期に、確実に保険金をお支払いするため、郵便局会社と連携し、訪問活動による請求勧奨を特に重点的に行ってまいります。

### ○避難所でのラジオ体操の実施



東日本大震災で被災し、避難所生活を送られている方々から「健康保持のためラジオ体操会を開きたい」とのご要望があり、NHK及びNPO法人全国ラジオ体操連盟と協力して避難所でラジオ体操を実施しました。